

SHINWA NEWS

固定資産の取扱いについて

令和7年6月
(No. 19)

固定資産は、その判定、資産の種類、取得価額の構成、減価償却の計算など、多岐にわたり頭を悩ませるテーマではないでしょうか。

今回は、固定資産の判定、取得価額の構成、減価償却方法等について、法人税法の取扱いをご紹介します。

[1] 固定資産とは

固定資産とは、企業がその事業活動の用に供するため、一般的に1年以上の長期にわたって使用又は利用する目的で保有する資産で、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産で次のものをいいます。

なお、(2)、(3)及び(4)を減価償却資産とといいます。

- (1) 土地(土地の上に存する権利を含みます。)
- (2) 有形固定資産(建物、附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品など)
- (3) 無形固定資産(ソフトウェア、特許権、商標権、営業権など)
- (4) 生物
- (5) 上記に準ずる資産

[2] 取得価額の構成

固定資産の取得価額には、原則としてその資産の購入代価、付随費用及び事業の用に供するために直接に要した費用が含まれます。

なお、次に掲げる費用は、固定資産の取得価額に算入しないことができます。

- (1) 不動産取得税又は自動車取得税
- (2) 登録免許税その他の登記又は登録のために要する費用
- (3) 借入金の利子(固定資産の使用開始前の期間に係るものを含む)

[3] 減価償却費の償却方法

固定資産の取得に要した費用は、取得価額を構成し資産として計上されますが、これを一定の方法により、各事業年度の費用として配分する会計上の手続が減価償却です。法人税法では、法人が償却費として損金経理をした金額のうち、償却限度額の範囲内の金額であり、この償却限度額の計算について、償却方法等の詳細な規定を設けています。

法人税法で定められている現行の法定償却方法は、以下のとおりです。

- (1) 建物、建物附属設備、構築物、無形固定資産・・・定額法
- (2) 上記以外の有形固定資産・・・定率法

〔４〕 少額又は使用可能期間が1年未満の減価償却資産

法人が取得した減価償却資産が、次のいずれかに該当する場合には、その事業の用に供した日の属する事業年度で、減価償却資産の取得価額相当額を損金経理することにより損金の額に算入することができます。

- (1) 取得価額が10万円未満であるもの
- (2) 使用可能期間が1年未満であるもの

(注) 取得価額が10万円未満であるかどうかの判定における消費税の取扱いについては、税込経理方式であれば税込額で、税抜経理方式であれば税抜額で取得価額の判定を行います。

〔５〕 一括償却資産

法人が取得した減価償却資産で取得価額が20万円未満のものを事業の用に供した場合には、その資産の全部又は特定の一部を一括したもの（一括償却資産といいます。）の取得価額の合計額を原則として、3年間で損金経理した金額を損金の額に算入することができます。

〔６〕 中小企業者等の少額減価償却資産の特例

青色申告法人である中小企業者等が取得した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満のものを有する場合において、その事業の用に供した事業年度に取得価額相当額を損金経理したときは、その金額を損金の額に算入することができます。（少額減価償却資産といいます。）

なお、この特例の適用を受ける場合において、その事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの取得価額の合計額が限度となります。

青色申告法人である中小企業者等が減価償却資産を取得した場合の取扱いは、下記のようになります。

※ 中小企業者等とは、資本金の額が1億円以下で、かつ、大規模法人が資本金の額の2分の1以上を所有していない法人のうち、常時使用する従業員の数が500人以下である法人その他一定の法人をいいます。

使用可能期間	取得価額	取扱い		
1年以上	30万円以上	資産計上	全額損金算入	一括償却 (3年償却)
	20万円以上30万円未満			
	10万円以上20万円未満		全額損金算入	一括償却 (3年償却)
	10万円未満			
1年未満	制限なし	資産計上	全額損金算入	一括償却 (3年償却)

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡ください。